



2019. 8. 19発行

重量オーバーは禁止です！

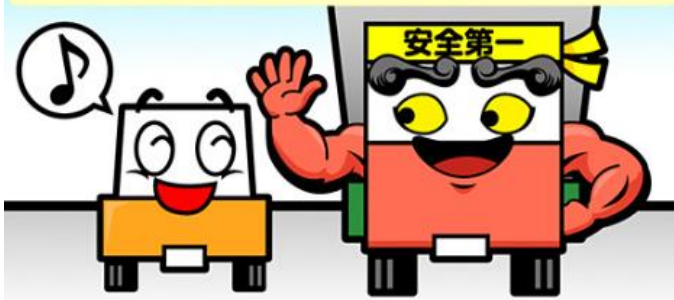
道路を通行する車両は車両制限令により、幅、重量、高さ及び最小回転半径の最高限度が定められています。(道路法第47条第1項)

【お願い】

荷主の方へ: 車両の積載重量が、走行できる重量とは限りません。積み込み前に急に荷物量を増やすなど、違法な運行につながるような依頼はしないで下さい。あなたの行動があなたの会社だけでなく、運送事業者と運転者を守ります。

運送事業者の方へ: 特殊車両通行許可や制限外許可など必要な許可をしっかりと取得した上で、違法な通行とならないか自ら確認し、適正に走行してください。あなたの遵法精神があなたの会社と社員、運転者を守ります。

運転者の方へ: 「安全第一」で運転してください。許可証を携帯し、経路、通行条件を自ら確認し、違法な通行とならないように走行してください。



<<<<ETCカード切替のご案内>>>>

現在ご利用いただいている ETC カードには、車両が特定されるコーポレートカード（緑）と車両が特定されないマイレージカード（青）の2種類のカードがございます。

組合員様のご利用状況に応じてお得なカードへの切替を提案させていただいております。

担当の者からの提案の際には、ぜひご検討下さいませ。また、ご不明点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

<<<<貸出カードのご案内>>>>

破損・紛失の再発行申請中や、追加カードが出来上がるまでの期間、一時的にご利用いただける（当組合の）貸出カードがございます。代車の使用、出張先でのレンタカー使用、追加発行する程ではないが、どうしても使う予定が発生した場合等、短期的な場合にご利用いただけます。必要な場合は、お気軽にお申し付けくださいませ。

<<<<組合員調査のお願い>>>>

8月に組合員調査票をお送りする予定です。この調査は、所管行政庁や西日本高速道路株式会社への報告等、組合運営に必要な情報となります。

【変更がある場合】

届出事項変更届・取扱者登録表を同封させていただきます。該当の場合はご提出をお願いします。

（※登記簿謄本の写しの提出が必要な場合があります）

ご回答いただいた内容は、当組合にて厳重に管理し、所管行政庁及び西日本高速道路株式会社等への報告のみに利用させていただきます。

ご多用のところお手数おかけいたしますが、お手元に届きましたらご回答下さいますようお願いいたします。